

日本の主権にどこまで踏み込むのか 国連女子差別撤廃委員会を傍聴して

NPO家族の絆を守る会理事
藤沢市議会議員

三野 由美子



国連発の家族解体計画が進行しつつある。本誌ではその危険性について、本年7月号で岡本明子氏に執筆いただいたが、今回は、ニューヨークの国連本部で実際にその現場を見聞して来た三野氏に現地レポートを寄せていただいた。

国連の女子差別撤廃委員会は、女子差別撤廃条約（昭和56年発効）に基づき、数年に一度、締約国に対し、女子差別に関する実態について報告書を提出させ、同委員会にて検討し、評価あるいは勧告を行っている。今年には日本がその対象国として処上に乗せられ、日本政府からも代表団（团长／南野知恵子参議院議員）が派遣された。

日本政府の女子差別撤廃への取り組みは不十分？

8月18日、国連の女子差別撤廃委員会が、日本の女子差別撤廃条約に基づく国内での取組みに対しての見解を明らかにした。このことはマスコミでは、「日本は遅れている」と報道していたが、7月23日に国連本部で行われた日本の報告書に対する委員会の検討（consideration）を

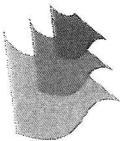
際に傍聴した印象はまったく異なるものであった。

この詳しい内容は外務省のホームページで「女子差別撤廃条約第6回報告書に対する委員会最終見解」として公表されている（※）。しかし、委員会側の「最終見解」のみであるので5時間にわたるやりとりの中の日本政府側の説明は入っておらず、委員会側の主張のみを14ページにまとめたものであり、またさらに2ページ程度にまとめた概要だけを読むと背景がほとんど見えてこないのが、表現がさらにソフトになり「多少首をかしげるものもあるが、女性を中心とした弱者への配慮を求めた良いことである」と受けとめる方が多いのではないかと感じた。委員会の様子を実際に取材したマスコミはテレビ局一局のみであったと記憶しているので、ほとんどのマスコミがこれらの最終見解を参考に、つまり、日

日本国民の合意形成を無視した国内法の制定・改正等を強く迫られる

ここで、委員会でも5時間にわたって日本政府に要求されたことの一部分を紹介する。結婚の年齢、離婚、相続、非嫡出子、姓について差別的であるとして民法の改正や、選択的夫婦別姓制度を求めているが、日本政府は国民の議論の行方を見守る慎重姿勢で対応している。

教育関係では前回の委員会の後に行われた教育基本法の改正については女子差別撤廃の方向に逆行するものであるとし、教科書の記述から従軍慰安婦のことが削除されたことも差別的であるとしている。



7月23日、国連女子差別撤廃委員会による日本の報告書に対する検討会が、ニューヨーク国連本部で行われた

他にも挙げればきりが無いのだが、重要なことは国内で議論されているこれらのことが、日本国内からおこった議論ではなく、国連の委員会から「言われた」ことであり、さらに委員の発言の元は国連NGOのロビ―活動によるものであるということである。

危険な選択議定書の批准

このような委員会からの要求の中で、最も懸念されているのが選択議定書の批准である。この議定書の中には「差別を受けた」と感じた者が、日本国内の司法を飛び越えて国連に通報することができる「個人通報制度」が盛り込まれている。この要求に対して日本政府は「他国の通報や委員会の対応を研究」し、「司法権の独立と我が国の司法制度との関係が生じるという意見もあり、これら

の意見を含め考えてゆく」と、非常に慎重な姿勢を取っていることは評価すべきであるのだが、一方で政府団団長の南野知恵子参議院議員は「今後、選択議定書批准に向けてさらに努力してゆく」「今後もご指導よろしくお願ひします」とコメントしてしまった。国際社会では日本国内で言うような社交辞令は通用しないはずだが、法務大臣を経験されたにもかかわらず、我が国の司法制度の混乱を容認するような発言には血の気が引く

思いがした。

日本政府に期待すること

それぞれの共同体や家族の中においても、長を長として敬い、老若男女一人ひとりが自分の役割に専念してきたのが私たち日本人である。男女平等や弱者の救済は大切なことであるが、それらを掲げて権利を一方的に主張したり、責任を追及したりすることで、目に見えない絆を大切にする日本の家族や共同体や社会の中に不協和音を発生させ、崩壊に導くようなことはあってはならない。

女子差別撤廃条約の委員会の見解を鵜呑みにすることや、選択議定書を安易に批准することは、制度上のはつきり目に見える危険や不都合を生じさせるだけではないだろう。委員会に押されて一旦制定されたしまった法や制度を修正するには莫大な時間と労力を犠牲にすることになるだろうが、それ以上に、こうした外圧によって悠久の歴史の中で育まれ、諸外国からも称賛されてきた日本人の感性や精神性が失われる恐ろしさは想像を絶するものであると考える。日本政府は、国連の委員会に対し

て日本人や日本社会の伝統や特性をきちんと説明し理解を求めてゆかなければならない。委員の法整備等を求める詰問に対して、社会的合意形成がなされていないことや、国民の議論の方向を見極める必要などを主張されていたことは大変心強く感じた。しかし、今後はより一層、日本社会の実情や日本人の感性や精神性に即した男女共同参画や弱者救済策への取り組みについて、国際社会に理解を求めてゆくことができるよう、世論を形成し日本政府を後押ししなければならぬと感じた。家族の絆を守る会もそうした役割の一端を担ってゆきたい。

※外務省ホームページ

女子差別撤廃条約第6回報告書に対する委員会最終見解
http://www.gender.go.jp/teppai/6th/CEDAW6_co_j.pdf

女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解(概要)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/hokoku06_sk.html